# 令和６年２月

# かずさ水道広域連合企業団議会定例会

# 追加議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

令和６年２月

# かずさ水道広域連合企業団議会定例会追加議案参考資料目録


| 議案等番号 | 件　　名 | 頁 |
|---|---|---|
| 議案第５号 | かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表 | 1 |

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成３１年かずさ水道広域連合企業団条例第２９号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （勤勉手当）<br>第１７条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（第２号会計年度任用職員にあっては、任期が６月以上の者その他の広域連合企業長が定める者に限る。以下この条において同じ。）に対して、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した者（広域連合企業長が定める者を除く。）についても、同様とする。 | （勤勉手当）<br>第１７条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。基準日前１月以内に退職し、又は死亡した者（広域連合企業長が定める者を除く。）についても、同様とする。 |
| （育児休業の承認を受けた職員の給与）<br>第２３条　略<br>２　基準日に育児休業をしている職員（第２号会計年度任用職員にあっては、広域連合企業長が定めるものを除く。）のうち、それぞれの基準日以前６月以内の期間において勤務した期間（広域連合企業長が定めるこれに相当する期間を含む。）があるものには、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。<br>３　基準日に育児休業をしている職員（第２号会計年度任用職員にあっては、広域連合企業長が定めるものを除く。）のうち、それぞれの基準日以前６月以内の期間において勤務した期間があるものには、第１項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 | （育児休業の承認を受けた職員の給与）<br>第２３条　略<br>２　基準日に育児休業をしている職員のうち、それぞれの基準日以前６月以内の期間において勤務した期間（広域連合企業長が定めるこれに相当する期間を含む。）があるものには、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。<br>３　基準日に育児休業をしている職員のうち、それぞれの基準日以前６月以内の期間において勤務した期間があるものには、第１項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 |
| （第１号会計年度任用職員の給与） | （第１号会計年度任用職員の給与） |

| | |
|---|---|
| 第２３条の２　企業職員で地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職を占めるもの（以下「第１号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬、期末手当及び勤勉手当とする。 | 第２３条の２　企業職員で地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職を占めるもの（以下「第１号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。 |
| ２　略 | ２　略 |
| ３　第１号会計年度任用職員の期末手当は、基準日にそれぞれ在職する第１号会計年度任用職員（任期が６月以上の者その他の広域連合企業長が定める者（１週間当たりの勤務時間が広域連合企業長が定める時間に満たない者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対して支給する。これらの基準日前１月以内に退職（死亡による退職を含む。次項において同じ。）した第１号会計年度任用職員（広域連合企業長が定める第１号会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。 | ３　第１号会計年度任用職員の期末手当は、基準日にそれぞれ在職する第１号会計年度任用職員（任期が６月以上の者その他の広域連合企業長が定める者（１週間当たりの勤務時間が広域連合企業長が定める時間に満たない者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対して支給する。これらの基準日前１月以内に退職（死亡による退職を含む。）した第１号会計年度任用職員（広域連合企業長が定める第１号会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。 |
| ４　第１号会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する第１号会計年度任用職員（任期が６月以上の者その他の広域連合企業長が定める者（１週間当たりの勤務時間が広域連合企業長が定める時間に満たない者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）に対してその者の作業又は勤務の成績に応じて支給する。これらの基準日前１月以内に退職した第１号会計年度任用職員（広域連合企業長が定める第１号会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。 | |
| （特定の職員についての適用除外） | （特定の職員についての適用除外） |
| 第２５条　略 | 第２５条　略 |
| ２　第６条及び第８条の規定は、第２号会計年度任用職員には適用しない。 | ２　第６条、第８条及び第１７条の規定は、第２号会計年度任用職員には適用しない。 |
| ３・４　略 | ３・４　略 |